

土木工事編(3) 一部改定(平成30年7月1日適用) 新旧対照表

現 行

改 定

⑧ 橋梁塗装工

注)平成30年7月以降は、市場単価方式による単価設定を廃止し、「土木工事標準単価」へ移行するため適用出来ません。

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、橋梁塗装工に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

- (1) 鋼橋の現場での新橋塗装・塗替塗装。
- (2) 高欄部の単独施工の塗替塗装。
- (3) 鋼橋架設工における新橋継手部現場塗装の素地調整、塗装。
- (4) 既設橋梁の床版補強工における新規補強鋼板現場塗装工の中塗り・上塗り塗装。

1-2 市場単価を適用出来ない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの
 - 1) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 2) 既存の道路橋の鋼部材を対象とした部分塗替え塗装の場合。
 - 3) 塗装部位が点在する部分塗替え塗装の場合(タッチアップ除く)。
 - 4) 化学反応を利用した素地調整の場合。
 - 5) 道路付風物(標識・防護柵等)への塗装の場合。
 - 6) 静電気力を利用したスプレー塗装の場合。
 - 7) 工場内における塗装前作業および塗装作業の場合。
 - 8) その他、規格・仕様が適合せず、市場単価を適用出来ない場合。

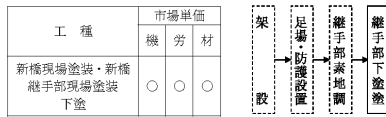
2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

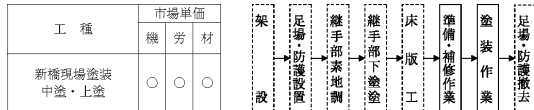
市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。



- (注) 1. 動力工具処理による継手部素地調整工で発生したケレンかす等の処理に要する費用を含む。
 2. プラスト処理による継手部素地調整工で発生したケレンかす及び研掃材の処理に要する費用は含まない。
 3. プラスト処理による継手部素地調整工で粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策に要する費用は含まない。
 4. 継手部素地調整は、継手部塗装面積を計上する。



- (注) 1. 新橋現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への下塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。
 2. 新橋継手部現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への上塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。
 3. はけ・ローラーによる塗装作業とする。



- (注) 1. 新橋現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への下塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。
 2. 準備・補修は、清掃又は水洗い作業及び補修塗装作業等を対象とし、塗装面積を計上する。
 3. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

⑧ 橋梁塗装工

注)「橋梁塗装工」は、市場単価方式による単価設定を廃止し、「土木工事標準単価」へ移行する予定です。移行は平成30年10月以降を予定しています。

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、橋梁塗装工に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

- (1) 鋼橋の現場での新橋塗装・塗替塗装。
- (2) 高欄部の単独施工の塗替塗装。
- (3) 鋼橋架設工における新橋継手部現場塗装の素地調整、塗装。
- (4) 既設橋梁の床版補強工における新規補強鋼板現場塗装工の中塗り・上塗り塗装。

1-2 市場単価を適用出来ない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの
 - 1) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 2) 既存の道路橋の鋼部材を対象とした部分塗替え塗装の場合。
 - 3) 塗装部位が点在する部分塗替え塗装の場合(タッチアップ除く)。
 - 4) 化学反応を利用した素地調整の場合。
 - 5) 道路付風物(標識・防護柵等)への塗装の場合。
 - 6) 静電気力を利用したスプレー塗装の場合。
 - 7) 工場内における塗装前作業および塗装作業の場合。
 - 8) その他、規格・仕様が適合せず、市場単価を適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

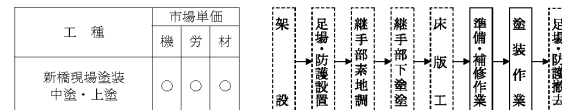
市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。



- (注) 1. 動力工具処理による継手部素地調整工で発生したケレンかす等の処理に要する費用を含む。
 2. プラスト処理による継手部素地調整工で発生したケレンかす及び研掃材の処理に要する費用は含まない。
 3. プラスト処理による継手部素地調整工で粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策に要する費用は含まない。
 4. 継手部素地調整は、継手部塗装面積を計上する。



- (注) 1. 新橋現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への下塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。
 2. 新橋継手部現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への上塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。
 3. はけ・ローラーによる塗装作業とする。



- (注) 1. 新橋現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への下塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。
 2. 準備・補修は、清掃又は水洗い作業及び補修塗装作業等を対象とし、塗装面積を計上する。
 3. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

土木工事編(3) 一部改定(平成30年7月1日適用) 新旧対照表

現 行

改 定

⑩ 構造物とりのこわし工

注)平成30年7月以降は、市場単価方式による単価設定を廃止し、「土木工事標準単価」へ移行するため適用できません。

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、構造物とりのこわし工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 河川、海岸、砂防、道路工事等の既設コンクリート構造物のとりこわし作業。
- (2) とりこわし方法の主たる作業機械が、大型ブレーカ、コンクリートブレーカ、コンクリート圧砕機の場合。
- (3) 施工基面（機械設置基面）より上下5m以内のとりこわし作業。

1-2 市場単価が適用できない範囲

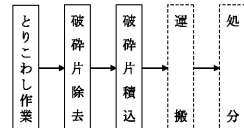
- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。
 - 1) 建築物、舗装版のとりこわし作業及びブロック施工による旧橋撤去。
 - 2) 「橋梁地覆補修工」にともなう「とりこわし工」。
 - 3) 「構造物とりのこわし工」にともなう「石積取壊し（人力）」及び「コンクリートはつり（平均はつり厚6cm以下）」。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 施工基面（機械設置基面）より上下5mを超える作業能力を有する機種を用いる場合。
 - 2) コア抜きして内部を広げて破碎する場合。
 - 3) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 4) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価を適用できない場合。

2. 市場単価の設定

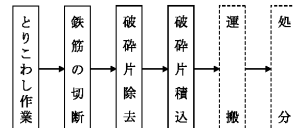
2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工 種	市場単価		
	機	労	材
無筋構造物	○	○	/



工 種	市場単価		
	機	労	材
鉄筋構造物	○	○	/



(注)チゼルの損耗費等を含む。

⑩ 構造物とりのこわし工

注)「構造物とりのこわし工」は、市場単価方式による単価設定を廃止し、「土木工事標準単価」へ移行する予定です。移行は平成30年10月以降を予定しています。

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、構造物とりのこわし工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 河川、海岸、砂防、道路工事等の既設コンクリート構造物のとりこわし作業。
- (2) とりこわし方法の主たる作業機械が、大型ブレーカ、コンクリートブレーカ、コンクリート圧砕機の場合。
- (3) 施工基面（機械設置基面）より上下5m以内のとりこわし作業。

1-2 市場単価が適用できない範囲

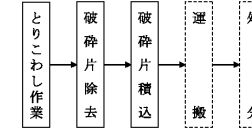
- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。
 - 1) 建築物、舗装版のとりこわし作業及びブロック施工による旧橋撤去。
 - 2) 「橋梁地覆補修工」にともなう「とりこわし工」。
 - 3) 「構造物とりのこわし工」にともなう「石積取壊し（人力）」及び「コンクリートはつり（平均はつり厚6cm以下）」。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 施工基面（機械設置基面）より上下5mを超える作業能力を有する機種を用いる場合。
 - 2) コア抜きして内部を広げて破碎する場合。
 - 3) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 4) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価を適用できない場合。

2. 市場単価の設定

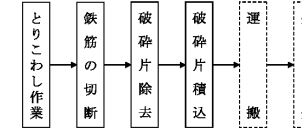
2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工 種	市場単価		
	機	労	材
無筋構造物	○	○	/



工 種	市場単価		
	機	労	材
鉄筋構造物	○	○	/



(注)チゼルの損耗費等を含む。

土木工事編(3) 一部改定(平成30年7月1日適用) 新旧対照表

現 行

改 定

⑩ コンクリートブロック積工

注)平成30年7月以降は、市場単価方式による単価設定を廃止し、「土木工事標準単価」へ移行するため適用できません。

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、コンクリートブロック積工に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

- (1) 勾配が1割未満(1:1.0未満)の法面に施工するブロック積みで、JISタイプ(JISで規定する形状寸法)の積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個未満)を使用する場合に適用する。
ただし、コンクリートブロックは滑面タイプを標準とする。

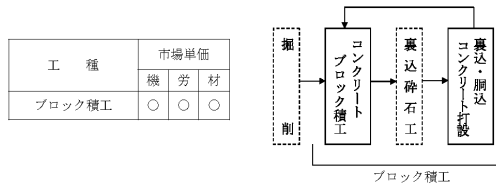
1-2 市場単価が適用出来ない範囲

- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの
 - 1) 積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個以上)を使用する場合。
 - 2) 垂直高が練積において7mを超える場合。(空積においては3mを超える場合)
 - 3) 勾配が1割以上(1:1.0以上)の法面に施工する場合。
 - 4) JIS以外の積ブロックを使用する場合。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの
 - 1) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。
 - 2) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○印及びフロー図の実線部分である。



- (注) 1. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。
2. ブロック積工には、調整コンクリートも含む。
3. 市場単価には、胴込・裏込コンクリートの打設手間を含むが、材料費は含まない。なお、材料費については、施工単価入力基準表(SF640)で考慮されているため別途計上する必要はない。
4. 特殊養上、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費及び材料費は含まない。
なお、必要な場合は別途考慮する。

2-2 市場単価の規格・仕様

ブロック積工の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2.1 規格・仕様区分

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
ブロック積工	JISタイプの積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個未満)、調整コンクリート等	m ²

⑩ コンクリートブロック積工

注)「コンクリートブロック積工」は、市場単価方式による単価設定を廃止し、「土木工事標準単価」へ移行する予定です。移行は平成30年10月以降を予定しています。

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、コンクリートブロック積工に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

- (1) 勾配が1割未満(1:1.0未満)の法面に施工するブロック積みで、JISタイプ(JISで規定する形状寸法)の積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個未満)を使用する場合に適用する。
ただし、コンクリートブロックは滑面タイプを標準とする。

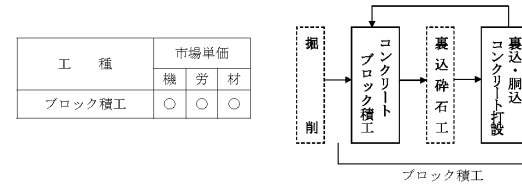
1-2 市場単価が適用出来ない範囲

- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの
 - 1) 積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個以上)を使用する場合。
 - 2) 垂直高が練積において7mを超える場合。(空積においては3mを超える場合)
 - 3) 勾配が1割以上(1:1.0以上)の法面に施工する場合。
 - 4) JIS以外の積ブロックを使用する場合。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの
 - 1) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。
 - 2) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○印及びフロー図の実線部分である。



- (注) 1. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。
2. ブロック積工には、調整コンクリートも含む。
3. 市場単価には、胴込・裏込コンクリートの打設手間を含むが、材料費は含まない。なお、材料費については、施工単価入力基準表(SF640)で考慮されているため別途計上する必要はない。
4. 特殊養上、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費及び材料費は含まない。
なお、必要な場合は別途考慮する。

2-2 市場単価の規格・仕様

ブロック積工の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2.1 規格・仕様区分

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
ブロック積工	JISタイプの積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個未満)、調整コンクリート等	m ²